

議案第57号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年南風原村条例第52号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年11月28日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年南風原村条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当についての特例措置）

- 2 平成28年12月に支給する期末手当については、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の2の規定にかかわらず、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。